

平成 2 9 年 9 月 定例 月 議 会 議 案 一 覧

議案番号	件 名
報告 7	平成 2 8 年度 豊明市 継続費 に 係る 精算 報告 について
報告 8	健全化 判断 比率 の 報告 について
報告 9	専決 処分 事項 の 報告 について (損害 賠償 の 額 の 専決 処分)
議案 6 6	固定 資産 評価 審査 委員会 の 委員 の 選任 について
議案 6 7	教育 委員会 の 委員 の 任命 について
議案 6 8	豊明市 個人 情報 保護 条例 の 一部 改正 について
議案 6 9	豊明市 情報 公開 条例 の 一部 改正 について
議案 7 0	豊明市 特定 教育 ・ 保育 施設 及び 特定 地域 型 保育 事業 の 運営 に 関する 基準 を 定める 条例 の 一部 改正 について
議案 7 1	豊明市 老人 憩い の 家 条例 の 一部 改正 について
議案 7 2	平成 2 9 年度 豊明市 一般 会計 補正 予算 (第 5 号) について
議案 7 3	平成 2 9 年度 豊明市 国民 健康 保険 特別 会計 補正 予算 (第 1 号) について
議案 7 4	平成 2 9 年度 豊明市 介護 保険 特別 会計 補正 予算 (第 1 号) について

報告第7号

平成28年度豊明市継続費に係る精算報告について
継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項
の規定により議会に報告する。

平成29年8月28日提出

豊明市長 小 浮 正 典

報告第 8 号

健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率について、別添のとおり報告する。

平成 29 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

健全化判断比率

1 実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	12.93%	20.00%

平成28年度における豊明市の実質赤字比率	※	—
※ 7.01%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

2 連結実質赤字比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	17.93%	30.00%

平成28年度における豊明市の連結実質赤字比率	※	—
※ 11.52%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

3 実質公債費比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	25.0%	35.0%

平成28年度における豊明市の実質公債費比率	—	-0.3%
3カ年平均(平成26、27、28年度)の実質公債費比率は、-0.3%です。		

4 将来負担比率

指標名	早期健全化基準	財政再生基準
将来負担比率	350.0%	—

平成28年度における豊明市の将来負担比率	※	—
※ 25.0%の黒字であり、赤字は生じておりません。		

5 公営企業における資金不足比率

指標名	経営健全化基準	財政再生基準
資金不足比率	20.0%	—

平成28年度における豊明市の資金不足比率	※	—
※ 下水道事業特別会計は、31,047千円の剰余額、農村集落家庭排水施設特別会計は、15,467千円の剰余額、水上太陽光発電事業特別会計は、9,231千円の剰余額であり、資金不足は生じておりません。		

豊 監 第 35 号
平成29年8月10日

豊明市長 小 浮 正 典 様

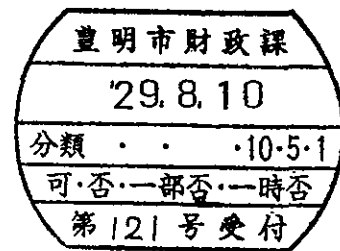
豊明市監査委員 古 橋 洋

豊明市監査委員 毛 受 明



平成28年度豊明市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、別紙のとおりその意見を提出する。



平成28年度豊明市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

平成28年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年7月27日から平成29年8月10日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、市長から審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないか点検するとともに、関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

健全化判断比率	平成28年度		財政再生基準
	比 率	早期健全化基準	
① 実質赤字比率	—	12.93	20.00
② 連結実質赤字比率	—	17.93	30.00
③ 実質公債費比率	-0.3	25.0	35.00
④ 将来負担比率	—	350.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が生じていない場合、「—」で表示する。

※ 早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等で定められた数値である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

一般会計等（本市の場合は一般会計に土地取得特別会計及び墓園事業特別会計を加えた会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する指標である。

平成28年度決算における一般会計等の実質収支は927,942千円の黒字となっており、実質赤字比率は生じていない。

(2) 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額と資金不足額の合計額（連結実質赤字額）の標準財政規模に対する指標である。

平成28年度決算における連結実質収支は1,523,776千円の黒字となっており、連結実質赤字比率は生じていない。

(3) 実質公債費比率について

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する指標で、3か年の平均である。

平成28年度実質公債費比率（平成26年度から平成28年度の3か年平均）は-0.3%となり、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

(4) 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する指標である。

平成28年度決算においては、充当可能財源等が将来負担額を上回っており、将来負担比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の全てにおいて、早期健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

平成28年度豊明市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成28年度決算に基づく下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成29年7月27日から平成29年8月10日まで

第3 審査の方法

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、市長から審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、法令に基づいた適切な算出資料を用いているか、基礎資料は適正に作成されているか、数値に客観性・公正性はあるか、算定過程に誤りがないか点検するとともに、関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位 %)

会 計 名	平成28年度 資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業特別会計	—	20.0
農村集落家庭排水施設特別会計	—	
水上太陽光発電事業特別会計	—	

※ 資金不足比率が生じていない場合、「—」で表示する。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における事業規模に対する資金不足額の指標である。

各会計とも平成28年度決算において資金不足比率は生じていない。

3 是正改善を要する事項

下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計及び水上太陽光発電事業特別会計における資金不足比率は、経営健全化基準を下回っており、特に指摘すべき事項はない。

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年8月28日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第4号

損害賠償の額の専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決する。

平成29年7月5日専決

豊明市長 小 浮 正 典

記

- 1 損害賠償額 金226,800円
- 2 原因 公用車の接触による物損事故
- 3 事故の概要
 - (1) 事故の発生日時 平成29年5月24日 午前10時00分頃
 - (2) 事故の発生場所 豊明市栄町西大根地内
 - (3) 事故の経過 上記場所において、公用車の接触により家屋の外壁及びフェンスが損傷したもの
 - (4) 相手方の損傷 家屋外壁及びフェンス損傷
 - (5) 過失割合 豊明市100%、相手方0%

議案第 66 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

下記の者は、平成 29 年 11 月 13 日任期満了となるので、同人を再任するものとする。

平成 29 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市阿野町
氏 名 外 山 明
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第67号

教育委員会の委員の任命について

教育委員会の委員兼子幸夫氏は、平成29年9月30日任期満了となるので、下記の者を任命するものとする。

平成29年8月28日提出

豊明市長 小 浮 正 典

記

住 所 豊明市沓掛町
氏 名 長 山 加 代 子
生年月日

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を得るため必要があるからである。

議案第 6 8 号

豊明市個人情報保護条例の一部改正について

豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い必要があるからである。

豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例

豊明市個人情報保護条例（平成16年豊明市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号中「第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第35条第2号において同じ。）」を加え、同号を同条第7号とし、同条中第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第4条の見出し中「思想等に関する個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる

おそれのある個人情報」を「要配慮個人情報（本人の信条及び社会的身分が含まれる個人情報に限る。）」に改め、同条第2号中「個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第6条各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

第13条第1項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8） 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第16条第2号中「含む。）」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加える。

第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

第35条の見出し中「提供先」の次に「等」を加え、同条第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

第36条第2項第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

第59条中「第2条第4号ア」を「第2条第5号ア」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

豊明市情報公開条例の一部改正について
豊明市情報公開条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 29 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴い必要があるからである。

豊明市情報公開条例の一部を改正する条例

豊明市情報公開条例（平成13年豊明市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「その他の記述等」の次に「（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）」を加える。

附 則

この条例は、豊明市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年豊明市条例第 号）の施行の日から施行する。

議案第70号

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成29年8月28日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い必要がある
からである。

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

豊明市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年豊明市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条中「求められた場合は」の次に「、必要に応じて」を、「支給認定証」の次に「（支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

豊明市老人憩いの家条例の一部改正について

豊明市老人憩いの家条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、本郷小規模老人憩いの家を廃止するため必要があるからである。

豊明市老人憩いの家条例の一部を改正する条例

豊明市老人憩いの家条例（昭和50年豊明市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表本郷小規模老人憩いの家の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 2 号

平成 2 9 年度

豊明市一般会計補正予算書（第 5 号）

議案第 7 2 号

平成 2 9 年度豊明市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 9 年度豊明市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 1, 7 7 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 9, 7 5 5, 2 6 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
13 国庫支出金		2,587,924	848	2,588,772
	2 国庫補助金	286,616	848	287,464
14 県支出金		1,210,425	500	1,210,925
	3 委託金	107,991	500	108,491
16 寄附金		217,510	100	217,610
	1 寄附金	217,510	100	217,610
19 諸収入		561,270	324	561,594
	5 雑入	453,243	324	453,567
20 市債		1,172,000	180,000	1,352,000
	1 市債	1,172,000	180,000	1,352,000
歳入合計		19,573,495	181,772	19,755,267

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		243,055	50	243,105
	1 議会費	243,055	50	243,105
2 総務費		2,559,105	11,578	2,570,683
	1 総務管理費	2,086,933	11,578	2,098,511
3 民生費		8,539,317	2,247	8,541,564
	1 社会福祉費	3,963,848	2,247	3,966,095
8 土木費		2,001,106	22,000	2,023,106
	2 道路橋梁費	439,203	0	439,203
	3 河川費	44,628	22,000	66,628
10 教育費		2,413,177	18,701	2,431,878
	1 教育総務費	476,011	1,292	477,303
	2 小学校費	320,732	9,008	329,740
	4 社会教育費	718,801	8,401	727,202
13 諸支出金		416	127,196	127,612
	1 基金費	416	127,196	127,612
歳 出 合 計		19,573,495	181,772	19,755,267

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
9 消防費	1 消防費	消防施設設置事業	36,972 <small>千円</small>

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

13 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	6,512	848	7,360
計	286,616	848	287,464

14 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
6. 教育費委託金	117	500	617
計	107,991	500	108,491

16 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	217,510	100	217,610
計	217,510	100	217,610

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 電算管理費補助金	848	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 848

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育振興費委託金	500	学校教育研究委嘱校委託金 500

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	100	社会教育費寄附金 100

19 款 諸収入
5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
4. 雑入	452,388	324	452,712
計	453,243	324	453,567

20 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
5. 臨時財政対策債	700,000	180,000	880,000
計	1,172,000	180,000	1,352,000

単位：千円

節		説明
区分	金額	
6. 雑入	324	歩道橋命名権収入 324

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 臨時財政対策債	180,000	臨時財政対策債 180,000 増

歳 出

1 款 議会費

1 項 議会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	243,055	50	243,105	8. 報償費	50
計	243,055	50	243,105		

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
7. 財産管理費	151,147	1,696	152,843	13. 委託料	1,696
11. 市民活動推進 費	98,565	3,078	101,643	8. 報償費	120
				19. 負担金、補助及 び交付金	2,958
12. 電算管理費	100,601	6,804	107,405	13. 委託料	5,400
				18. 備品購入費	1,404
計	2,086,933	11,578	2,098,511		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 議員活動事業	50				50	報償品費等 50 増
計	50				50	
	50				50	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 庁舎維持管理事業	1,696				1,696	窓口改善支援業務委託料 1,696
計	1,696				1,696	
1 市民活動推進事業	120				120	講座等講師謝礼 120 増
3 区長会事業	2,958				2,958	集会所建築等補助金 2,958 増
計	3,078				3,078	
1 電算管理事業	6,804	848			5,956	電算関係委託料 5,400 増 OA備品購入費 1,404
計	6,804	848			5,956	
	11,578	848			10,730	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務 費	723,093	1,296	724,389	28. 繰出金	1,296
2. 老人福祉費	770,191	951	771,142	28. 繰出金	951
計	3,963,848	2,247	3,966,095		

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	285,557	0	285,557		
計	439,203	0	439,203		

8 款 土木費

3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良 費	25,805	22,000	47,805	15. 工事請負費	22,000
計	44,628	22,000	66,628		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
4 国民健康保険特別会計繰出事業	1,296				1,296	職員給与費等繰出金 1,296 増
計	1,296				1,296	
7 介護保険特別会計繰出事業	951				951	事務費繰出金 951 増
計	951				951	
	2,247				2,247	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事業	0			324	-324	財源振替
	0			324	-324	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事業	22,000				22,000	河川改修工事費 22,000 増
計	22,000				22,000	
	22,000				22,000	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	81,975	792	82,767	13. 委託料	32
				14. 使用料及び賃借料	760
3. 教育振興費	391,243	500	391,743	8. 報償費	300
				9. 旅費	15
				11. 需用費	180
				消耗品費	30
				印刷製本費	150
12. 役務費	5				
通信運搬費	5				
計	476,011	1,292	477,303		

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	261,166	9,008	270,174	15. 工事請負費	9,008
計	320,732	9,008	329,740		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 事務局事務事業	792				792	電算関係委託料 32 増 電算関係借上料 760
計	792				792	
1 教育振興事業	500	500				講師謝礼 300 費用弁償及び普通旅費 15 消耗品費 30 増 印刷製本費 150 通信運搬費 5 増
計	500	500				
	1,292	500			792	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 小学校施設維持管理事業	9,008				9,008	各小学校営繕工事費 9,008 増
計	9,008				9,008	
	9,008				9,008	

10 款 教育費

4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 文化財保護費	30,103	1,292	31,395	15. 工事請負費	1,292
7. 文化会館費	467,147	6,068	473,215	15. 工事請負費	6,068
8. 青少年対策費	35,491	1,041	36,532	1. 報酬	474
				11. 需用費	71
				消耗品費	71
				12. 役務費	60
				通信運搬費	12
				保険料	48
14. 使用料及び賃借料	46				
18. 備品購入費	390				
計	718,801	8,401	727,202		

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金費	293	127,196	127,489	25. 積立金	127,196

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 文化財保護事業	1,292			100	1,192	桶狭間古戦場伝説地改修工事費 791 史跡看板設置工事費 501
計	1,292			100	1,192	
3 文化会館維持管理事業	6,068				6,068	文化会館営繕工事費 6,068 増
計	6,068				6,068	
1 青少年対策事業	1,041				1,041	放課後子ども教室運営等業務 474 増 消耗品費 71 増 通信運搬費 12 増 保険料 48 会場等使用料 46 増 放課後子ども教室備品購入費 390
計	1,041				1,041	
	8,401			100	8,301	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	127,196				127,196	財政調整基金積立金 127,196 増
計	127,196				127,196	

13 款 諸支出金

1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	416	127,196	127,612		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
	127,196				127,196	

議案第 7 3 号

平成 2 9 年度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 7 3 号

平成 2 9 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3, 7 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 7 5 0, 0 4 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 9 年 8 月 2 8 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 療養給付費交付金		115,121	17,632	132,753
	1 療養給付費交付金	115,121	17,632	132,753
8 繰入金		530,301	1,296	531,597
	1 繰入金	530,301	1,296	531,597
9 繰越金		3,001	34,818	37,819
	1 繰越金	3,001	34,818	37,819
歳入合計		7,696,300	53,746	7,750,046

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		95,241	1,296	96,537
	2 徴税費	21,538	1,296	22,834
2 保険給付費		4,501,512	52,450	4,553,962
	1 療養諸費	3,991,497	36,100	4,027,597
	2 高額療養費	475,180	16,350	491,530
歳 出 合 計		7,696,300	53,746	7,750,046

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 療養給付費交付金

1 項 療養給付費交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 療養給付費交付金	115,121	17,632	132,753
計	115,121	17,632	132,753

8 款 繰入金

1 項 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰入金	530,301	1,296	531,597
計	530,301	1,296	531,597

9 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
2. その他繰越金	3,000	34,818	37,818
計	3,001	34,818	37,819

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	17,632	現年度退職被保険者等療養給付費交付金 17,632 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 職員給与費等繰入金	1,296	職員給与費等繰入金 1,296 増

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	34,818	繰越金 34,818 増

歳 出

1 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 賦課徴収費	21,516	1,296	22,812	13. 委託料	1,296
計	21,538	1,296	22,834		

2 款 保険給付費

1 項 療養諸費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 退職被保険者 等療養給付費	103,320	36,100	139,420	19. 負担金、補助及 び交付金	36,100
計	3,991,497	36,100	4,027,597		

2 款 保険給付費

2 項 高額療養費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 退職被保険者 等高額療養費	18,450	16,350	34,800	19. 負担金、補助及 び交付金	16,350
計	475,180	16,350	491,530		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 賦課徴収事業	1,296			1,296		電算関係委託料 1,296 増
計	1,296			1,296		
	1,296			1,296		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 退職被保険者等療養給付事業	36,100			12,136	23,964	現年度退職被保険者等診 36,100 増療報酬給付費
計	36,100			12,136	23,964	
	36,100			12,136	23,964	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 退職被保険者等高額療養事業	16,350			5,496	10,854	退職被保険者等高額療養 16,350 増費
計	16,350			5,496	10,854	
	16,350			5,496	10,854	

議案第 7 4 号

平成 2 9 年度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 1 号）

議案第 74 号

平成 29 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 951 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,479,851 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 29 年 8 月 28 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		696,597	951	697,548
	1 一般会計繰入金	696,597	951	697,548
歳入合計		4,478,900	951	4,479,851

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入
7 款 繰入金
1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	145,294	951	146,245
計	696,597	951	697,548

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	951	事務費繰入金 951 増

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	98,252	951	99,203	13. 委託料	951
計	98,253	951	99,204		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			一般財源	説明
		特定財源				
		国県支出金	地方債	その他		
2 一般管理事務事業	951			951		電算関係委託料 951 増
計	951			951		
	951			951		